

事 務 連 絡

令和2年4月13日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

会長 吉村 真行 様

国土交通省土地・建設産業局

出勤者7割削減を実現するための取組の更なる推進について（依頼）

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととされています。

最低7割、極力8割という接触削減の実現に向けた所管事業者及び関係団体等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進については、令和2年4月12日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、緊急事態宣言の対象である7都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対する要請をお願いしたところですが、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、7都府県における全ての事業者に対する出勤者7割削減の取組の要請に加え、7都府県以外の事業者に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう要請依頼がありました。

つきましては、出勤者7割削減の目標に向け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等を踏まえ、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

（別添）出勤者7割削減を実現するための要請について（令和2年4月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）